

令和8年度

善通寺市  
一般廃棄物処理実施計画

令和8年4月

## 令和8年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を定め、善通寺市廃棄物の適正処理及び資源の再利用の促進に関する条例（令和6年12月20日条例第22号）第7条の規定により、令和8年度善通寺市一般廃棄物処理実施計画は、次のとおりとする。

- 1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み  
別紙1のとおり
- 2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策  
別紙2のとおり
- 3 一般廃棄物の種類及び分別の区分
  - (1) 家庭系一般廃棄物（市内の家庭から排出された一般廃棄物）
  - (2) 事業系一般廃棄物（市内の事業所等から発生するごみで産業廃棄物以外のもの）
    - ・一般廃棄物処理業（ごみの収集及び運搬）（許可）  
市による一般廃棄物の収集及び運搬が困難である場合の許可業者数については、市長が決定し、許可の更新は2年毎に行う。
  - (3) し尿及び浄化槽汚泥
    - ・一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集及び運搬）（許可）
    - ・浄化槽清掃業（浄化槽の清掃・点検）（許可）  
市による一般廃棄物の収集及び運搬が困難である場合の許可業者数については、市長が決定し、許可の更新は2年毎に行う。
  - (4) 家庭系ごみの処理  
市民は、善通寺市廃棄物の適正処理及び資源の再利用の促進に関する条例第4条に基づき、一般廃棄物の減量及び適正な処理に努め、年度毎に配布される「家庭ごみの正しい出し方・収集計画表」に則して家庭で発生するごみを排出し、市の施策に協力しなければならない。
  - (5) 「プラスチック製容器包装」について、廃棄物の減量及び資源の循環的な活用、そして適正な処理を行い再資源化を行う。
  - (6) 「使用済小型電子機器等」について、廃棄物の減量化による最終処分場の延命や希少金属の再生利用及び貴重な資源の保全を図るため、資源ごみとして「ステーション回収」を行うとともに、市民会館、未来クルパーク21、各公民館に回収ボックスを設置する「ボックス回収」を実施するとともに、市民自らが持参する方式「清掃工場等への持込み」を継続して実施する。

- (7) 集積場所を利用するものは、善通寺市廃棄物の適正処理及び資源の再利用の促進に関する条例第10条に基づき、環境推進連合会等が管理する定められた場所(定められた場所とは、原則としてそれを利用しようとする市民が協議のうえ位置を決め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認し、許可した「集積場所」をいう。)に排出し、市は生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬及び処分するものとする。
- (8) 市長が必要と認める次のものについては、市が別途対応する。
  - ア 地域住民の公共の場所の清掃により生じたごみ
  - イ 公共の場所等に不法投棄されたごみで、原因者、土地の管理者等による処理が著しく困難であるもの
  - ウ 災害等により発生したごみその他環境保全上、処理が必要なもの
- (9) 特別管理一般廃棄物の処理  
別紙3のとおり

#### 4 事業系ごみの処理

- (1) 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第3条の規定に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物を積極的に減量に努めるとともに、自らの責任で適正に処理を行うものとする。

#### 5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

- ア ごみの分別と出し方 別紙4-1のとおり
- イ ごみの収集日 別紙4-2のとおり

#### 6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの処理について統括的な責任を有するものであり、当該市町村自らが処理を行う場合は、専門的職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等能率的な運営を行う。

他者に委託して処理を行わせる場合であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に基づき委託基準を順守すること及び受託者が一般廃棄物処理基準に従った処理を行うよう、ごみの最終処分が完了するまでの適正な処理を確保する必要があり、この考え方に則して、収集・運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画の策定を行う。

別紙5-1のとおり

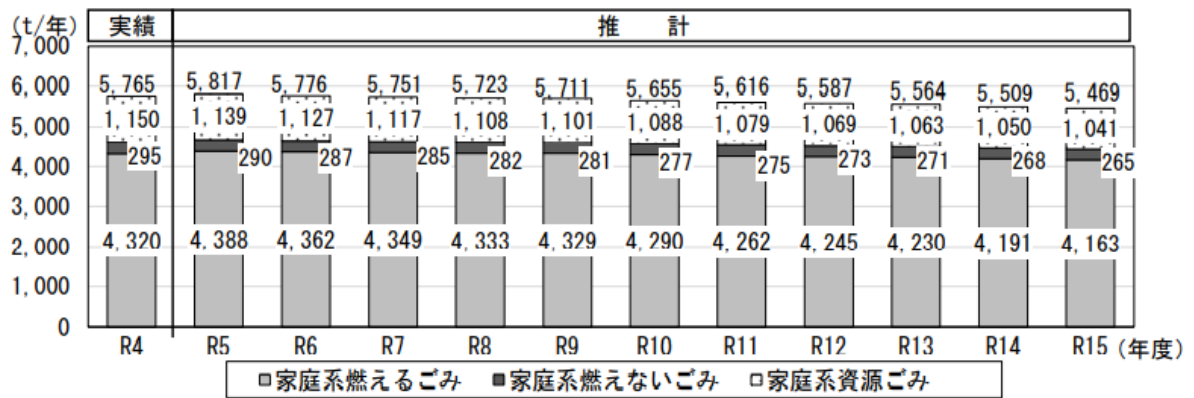
#### 8 一般廃棄物等の処理施設に関する事項

別紙6-1のとおり 別紙6-2のとおり

(一般廃棄物の処理及び未来クルパーク21の運営を委託し、株式会社リソースが令和7年4月1日から行っている)

別紙 1

一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み



## 令和8年分 一般廃棄物の排出の抑制のための方策

基本方針	目的	事業名	事業内容	区分	対象
ごみの発生抑制・減量化の推進 (リデュース)	生ごみの減量化	生ごみ処理機購入補助事業	生ごみの自家処理による燃えるごみの減量化を図るため生ごみ処理機等を購入した世帯に対して補助金を交付する。	継続	市民
ごみの発生抑制・減量化の推進 (リデュース)	ごみの発生抑制・減量化	ごみの発生抑制・減量化に関する市民への啓発	市内8地区で家庭ごみの正しい出し方、ごみの減量化等について周知会を開催する。	継続	市民
ごみの発生抑制・減量化の推進 (リデュース)	ごみの発生抑制・減量化	指定ごみ袋の金額の再検討	有料指定ごみ袋の金額等、ごみ処理に要する市民負担については、引き続き検討する。	検討	市民
ごみの分別と再資源化の推進 (リユース・リサイクル)	ごみの分別の徹底	ごみの分別に関する市民への啓発	ごみの分別等を掲載した家庭ごみの正しい出し方・収集計画を作成して各世帯に配布するとともに、ホームページや広報紙等で分別を啓蒙する。また、正しく出されていないごみについては、違反ごみシール等で啓発を図り、資源化率の向上に努め、排出量の抑制に繋げる。	継続	市民
ごみの分別と再資源化の推進 (リユース・リサイクル)	資源化の推進	使用済小型電子機器の資源回収	平成25年4月から資源ごみとして「ステーション回収」を行っており、市民会館、未来クルパーク21、各公民館に回収ボックスを設置する「ボックス回収」を実施するとともに、市民自らが持参する方式「清掃工場等への持込み」を継続して実施する。リチウムイオン電池等による車両や処理施設の火災を予防するため、市民への啓発活動を行う。	継続	市民
ごみの分別と再資源化の推進 (リユース・リサイクル)	資源化の推進	廃食用油の資源回収	平成17年度から専用容器を配布し「ステーション回収」と未来クルパーク21、公民館8箇所専用コンテナを設置し回収していたが、現在は、公民館8箇所と未来クルパーク21に専用コンテナを設置し継続に努める。	継続	市民
ごみの分別と再資源化の推進 (リユース・リサイクル)	資源化の推進	収集資源物の品質向上	令和7年度から市民負担の軽減を図るため、缶、びん、ペットボトルの3種一括収集を開始し、資源物については、業者委託により品質向上に努めているが、一部でスプレー缶等の分別が出来ておらず、混合した状態で排出されているため、引き続き市民に対する周知を積極的に実施する。	継続	市民
ごみの分別と再資源化の推進 (リユース・リサイクル)	資源ごみの持ち去り防止	効果的な持ち去り防止策の検討	令和7年度から普通寺市廃棄物の適正処理及び資源の再利用の促進に関する条例を定め、市民からの要望により監視カメラの貸し出しを行い、併せて市民に対して資源ごみの持ち去りに関する呼びかけを行う。	継続	市民
環境負荷が小さいごみの適正処理の推進	ごみステーションの管理	集積場所設置補助事業	環境衛生上の問題解消のため、収集かごの設置に対する補助金を交付する。新規の設置を抑制するとともに、地元住民等と協調して設置している。比較的小規模なステーションの統合を検討する	継続	市民
環境負荷が小さいごみの適正処理の推進	ごみステーションの管理	ステーションの清潔な保持	動物に荒らされるステーション等に、ネットでの保護を呼びかける。また、収集時の清掃等ステーションを清潔に保つよう努める。	継続	市民
環境負荷が小さいごみの適正処理の推進	資源化の促進	資源化の促進による環境負荷の軽減	蛍光灯、電池、温度計(水銀式)を資源化し、リサイクルすることにより、資源の保全に努めるとともに、水銀等による処理場の環境汚染を防止する。	継続	市民
その他	環境課が行う事業に関する啓発	施設見学や職場体験等の受入れ	小学生等の施設見学を積極的に受入れ、リサイクルの仕組みや重要性が理解されるよう努めるとともに、中学生の職場体験やインターンシップを受入れる等、啓発を図る。	継続	市民
その他	不法投棄の防止	効果的な不法投棄防止の検討・パトロールの強化	不法投棄の多発する場所等に対する重点的なパトロール等、効果的な防止策を検討し不法投棄の防止に努める。また、投棄物を調査し、悪質なケースは警察と連携して対処する。看板等の設置により啓発活動を進める。また、地域住民からの申請による監視カメラの貸出しを継続して実施する。	継続	市民

## 別紙 3

### 1 特別管理一般廃棄物の処理

- (1) 特別管理一般廃棄物のうち、感染性廃棄物の処理については、『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル』(平成 30 年 3 月環境省 環境再生・資源循環局)により処理する。
- (2) 医療関係機関等は、感染性廃棄物を自らの責任の下で、自ら又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する業者（感染性廃棄物の取扱いの許可を有するものに限る。）に委託して処理する。
- (3) 医療関係機関等が、感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物に限る。）を自ら市長の指定する処理施設（焼却処理施設に限る。）に持込み、処理を受けようとする場合には適正に分別して運搬し当該施設の管理者に特別管理一般廃棄物である旨を申し出て、その指示に従って処理する。

### 2 在宅医療に伴う廃棄物

- (1) 在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物のうち非鋭利なものについては、燃えるごみとして処理する。
- (2) 在宅医療に伴い家庭から排出される注射器、人口透析器具等の中でも鋭利な廃棄物については、原則当該器具等を貸与し、又は販売した医療機関等に返却し処理する。

別紙 4-1  
ア ごみの分別と出し方

収集区分	品目例	出し方
燃えるごみ	調理くず・残飯・貝殻 少量の剪定枝・木・草 繊維くず・糸玉・ぬいぐるみ・枕・羽入り衣類・布製品 ゴム製品、ゴム手・長靴・革製品、カバン・シューズ プラスチック製品、バケツ・ハンガー・CD、ケース・カセット、ビデオテープ 資源にならない紙製品・紙くず・感熱紙・伝票類・写真 紙おむつ・衛生用品 在宅医療廃棄物のうち非鋭利なもの点滴バッグ・栄養剤バッグ・ペン型カートリッジ	普通寺市指定袋に入れて出してください。 ●収集日の午前8時30分までに出してください。 ●市指定袋の口は結んで出してください。 ●生ごみは、できるだけ家庭でリサイクルしてください。 生ごみを出す場合は、水切りを十分に行ってください。 ●紙おむつは汚物を取り除いてください。 ●少量の剪定枝、木等を出す場合は50cm以下に切って飛散又は流失するおそれがないように市指定袋に収納してください。 <b>自己搬入する場合</b> 直接、仲善クリーンセンターへ搬入してください。 手数料 10kg 200円 直接支払いしてください。 搬入日時 月～金の午前8時30分～午後3時 (土・日・祝日・年末年始は休み) ●普通寺市指定袋に入ったものは未来クルパーク21への持込みができます。 搬入日時 月～金の午前7時～午後4時 (土・日・祝日・年末年始は休み) (祝日のうち年末年始以外の月曜日 午前9時～午後4時は持込ができます。)
燃えないごみ	ガラス製品・耐熱ガラス・板ガラス・コップ・花瓶 陶磁器類・瀬戸物類・植木鉢・灰皿・茶碗・皿・湯飲み・急須・壺・磁石・空き缶びん等キャップ(複合素材) 腐食した金属類(市指定袋に入るもの)・マニキュア瓶・自転車のタイヤ 灰(少量)・炭・練炭 複合素材でできたもの(金属とプラスチック・金属と木など) 園芸用(少量)の砂・砂利・ペット用の砂	普通寺市指定袋に入れて出してください。 ●収集日の午前8時30分までに出してください。 ●市指定袋の口は結んで出してください。 ●普通寺市指定収集袋に入ったものは未来クルパーク21への持込みができます。 搬入日時 月～金の午後1時～午後4時 (土・日・祝日・年末年始は休み) (祝日のうち年末年始以外の月曜日 午前9時～午後4時は持込ができます。)
(資源類ごみ)	新聞類	新聞紙、折り込みチラシ(広告) ●ビニール紐で十字にばらけないようにしっかりとしばって出してください。
	ダンボール類	ダンボール、ラップの芯(厚手)、茶色紙の米袋等 ●粘着テープ(荷造りテープ)、ホッチキスの針等をのけてください。 ●ビニール紐で十字にばらけないようにしっかりとしばって出してください。
	雑誌類(その他紙類)	雑誌、カタログ、絵本、辞書類、参考書等 ●辞書類のビニールカバー通販カタログのビニール袋などはのけてください。 ●ビニール紐で十字にばらけないようにしっかりとしばって出してください。
	牛乳パック類	紙製容器包装類(紙箱、紙袋、包装紙紙トレイ、手提げ袋、紙筒等) ●中身・汚れを取りのぞいてください。 ●ビニール、金属をのけてください。 ●アルバム、手帳など複合素材のものは燃えるごみに出してください。 ●紙製容器も紐で十字にしばって雑誌と一緒に出してください。 ●ハガキより小さいもので紐でしばれないものは、紙袋等に入れて出してください。 ●水洗いをして乾かしてください。 ●開いて紐で十字にしばって出してください。 (内側が銀、茶色のものは燃えるごみに出してください。)

●空き缶、びん類、ペットボトルは3種類を一緒の袋(市販の45L以下の透明・乳白色の袋)に入れて出してください。

<p>(資源ごみ) (空き缶)</p>	<p>アルミ缶 スチール缶</p>	<p>飲料缶、缶詰等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水ですすいで水切りをして出してください。</li> <li>●つぶして出すこともできます。</li> <li>●機械処理の関係でミルク缶より小さいもの(17cmまで)が対象になります。</li> <li>●スプレー缶などは金属類で出してください。</li> <li>●缶詰の缶とふた(金属製)は一緒に出せます。</li> </ul>
<p>(資源ごみ) (びん類)</p>	<p>一升びん</p>	<p>酒、醤油(茶色、緑色)のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キャップを外して水ですすいで水切りをして出してください。</li> <li>●ラベルをはがさずに出してください。</li> <li>●割れたびんも出すことができます。</li> </ul>
	<p>ビールびん</p>	<p>大、中、小(外国製・地ビールを除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キャップを外して水ですすいで水切りをして出してください。</li> <li>●ラベルをはがさずに出してください。</li> <li>●割れたびんも出すことができます。</li> </ul>
	<p>無色透明びん</p>	<p>酒、醤油、酢、海苔のびん、調味料びん、化粧品びん、洋酒びんなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キャップを外して水ですすいで水切りをして出してください。</li> <li>●割れたびんも出すことができます。</li> <li>●コップ・ガラス皿・花瓶・灰皿・陶器類・耐熱ガラス・板ガラスなどは、燃えないごみに出してください。</li> </ul>
	<p>茶色びん</p>	<p>酒、醤油、調味料、化粧品のびん、洋酒びんなど</p>	
	<p>その他のびん</p>	<p>酒、醤油、酢、調味料びん、洋酒びんなど (水、緑、黒、青、黄、赤色など)</p>	
<p>(資源ごみ) (ペットボトル)</p>	<p>飲料用、酒、醤油、調味料等</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●キャップをははずして、プラスチック製容器包装の収集日に出してください。</li> <li>●つぶして出すこともできます。</li> <li>●ラベル、リング、飲み口部分は無理にのけなくてもかまいません。</li> </ul>
<p>(資源ごみ) (布類)</p>	<p>衣類、和服、下着、毛布、シーツ、タオル等</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●透明または半透明の中が見える袋に入れて出してください。</li> <li>●著しく傷み・汚れのあるものは燃えるごみに出してください。</li> <li>●下着類は燃えるごみに出すこともできます。</li> <li>●毛糸玉・綿入りの衣類・座布団・枕・クッション・羽入りの衣類・ベルト・帽子などは燃えるごみに出してください。</li> </ul>

<p>(プラスチック資源ごみ 包装) 製容器</p>	<p>ボトル類、容器類、チューブ類、カップめん類 パック類、発泡スチロール類、ポリ袋・レジ袋 食品等の外袋類、緩衝材類、トレイ類 キャップ類、外装フィルム・ラップ類、 網袋・網籠類</p>	<p>【容器】とは商品を入れていたものです。(袋も該当) 【包装】とは商品を包んでいたものです。 ●配布された専用の白い網に入れてください。 ●水洗いをして乾かして出してください。 ●紙類・紐類・金属類・シール等をのけてください。 ●ペットボトルは入れないでください。 ●著しく汚れているものは燃えるごみに出してください。 ●発泡トレイ等はスーパーの回収ボックスを利用することもできます。</p>
<p>(金属資源ごみ 類)</p>	<p>鉄・ブリキ製品 アルミ製品、ステンレス、銅、真鍮、鋳物 オートバイ(90ccまで) バッテリー類 自転車 スプレー缶</p>	<p>●金属製の立体物は長辺が1mまでのものとします。 ●金属製の棒状のものや板状のものは長さ2mまでのものとします。 ●大きいものでも解体し決められた大きさにすれば(金属類)として出せます。 ●決められた大きさを超えるものは粗大ごみになります。 ●一度に大量に出さず、数回に分けて出してください。 ●ストーブ等の灯油は使いきるか抜き取ってください。 ●釘・ナット・クリップ・針・おもり・釣り針等の金属類は小さすぎて圧縮処理ができないので、燃えないごみの袋に入れて出してください。 ●スプレー缶は中身を使い切り、穴を開けずに出してください。</p>
<p>(使用済小型電子機器 資源ごみ)</p>	<p>回収ボックス ①携帯電話 ②電話機 ③公衆用PHS端末 ④電気かみそり ⑤電動歯ブラシ ⑥ヘアドライヤー ⑦電気アイロン ⑧ビデオテープレコーダー ⑨デジタルカメラ ⑩DVDブルーレイデッキ ⑪地上デジタルチューナー ⑫CSデジタルチューナー ⑬ケーブルテレビチューナー ⑭パソコンなどサイズの目安として15cm×30cm以下のもの</p> <p>資源ごみ集積場所 ①ビデオプロジェクション ②プロジェクター ③プリンター ④家庭用吸入器 ⑤加湿器 ⑥空気清浄機 ⑦除湿機 ⑧家庭用マッサージ機 ⑨家庭用医療用物質生成器 ⑩家庭用磁気・熱治療器 ⑪ジューサーミキサー ⑫電磁調理器卓上型 ⑬食器洗い乾燥機など大きさが15cm×30cm以上から1mまでのもの</p>	<p>●ご家庭で使用済みとなった電気や電池のどちらかを 使用するもので、長辺が1mまでの家電製品が対象となります。小型家電の中でも特に小さいものや携帯電話等で個人情報の含まれる機器は事前に個人情報を消去して回収ボックスに投入してください。 回収ボックスの設置場所 各地区公民館、市民会館及び未来クルパーク21 ●回収ボックスに入らないパソコンは、個人情報保護の為、未来クルパーク21まで持ち込んでください。</p> <p>●各地区のごみステーション(資源ごみ集積場所)の金属類の隣に出してください。</p>
<p>廃食用油</p>	<p>家庭用廃食用油</p>	<p>●ご家庭から調理の際に出る使用済みの油「廃食用油」を未来クルパーク21に持ち込むことができます。 ●地区公民館にも専用コンテナを設置してあります。 ●燃えるごみとして捨てる場合は、必ず布・紙に含ませるか固めてください。 ●エンジンオイル機械油などは出せません。</p>
<p>資源ごみの自己搬入</p>		<p>●臨時に資源ごみを処理・処分する必要がある場合は未来クルパーク21へ持込みができます。 ●市で決められた分別表に基づき種類ごとに分別し搬入してください。 ●手数料 家庭系:無料 搬入日時 月～金の午後1時～午後4時 (土・日・祝日・年末年始は休み) (祝日のうち年末年始以外の月曜日 午前9時～午後4時は持込ができます。)</p>

<p>臨時・粗大ごみ</p>	<p>家具(タンス、ベッド、ソファ、本箱、机、椅子、カーペット等)          大型日用品(布団、衣料ケース等)          大型家電品(1mを超える掃除機、1mを超える扇風機、こたつ等)          特定家庭用機器再商品化法対象商品          (テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)</p>	<p>●ごみ集積場所へは出せませんので、未来クルパーク21に電話で申し込みください。戸別収集の場合は粗大ごみ処理シールが必要になります。自己搬入する場合は10kg/100円になります。          家電リサイクル法により特定家庭用機器はお買い上げ小売店または、買い替え時の小売店に引取りを依頼してください。          ●購入された小売店が廃業したり、遠方などで処理ができない場合は、環境課にご相談ください。引取りには「リサイクル料金」が必要です。          ※郵便局で品名・メーカー名を申し出たうえ「リサイクル料金」を支払い家電リサイクル券をお求めください。          ※テレビはメーカー・大きさ・ブラウン管式・(液晶・プラズマ式)、冷蔵庫などはメーカー・総内容量によってリサイクル料金が異なります。          ※環境課に依頼する場合は、「リサイクル料金」とは別に収集・保管運搬料として2,000円分の臨時・粗大ごみ処理シールが手数料として必要です。          ※家電リサイクル券は特定家庭用機器に貼付けないでください。          ●指定引取場所へは直接、自己搬入することもできます。</p>
<p>有害ごみ</p>	<p>電池(乾電池・充電電池・ボタン電池)          リチウム電池を含む充電電池が外せないもの          (電子タバコ・ワイヤレスイヤホン等)          ライター類          蛍光灯管・電球          電動シェーバー等</p>	<p>●有害ごみは燃えないごみの収集日に出してください。          ●有害ごみは市販の中身が見える袋に種類ごとに入れて集積場所に出してください。蛍光灯(電球含む)、電池(乾電池、充電電池、ボタン電池など)、体温計、ライターは有害ごみになりますので、燃えないごみとは別の袋に、種類ごとに分けて集積場所に出してください。          ●リチウム電池や電子タバコなどの充電電池が外せないものは、電池として出してください。          ●ライター類はガスを使い切り出してください。          ●割れた蛍光灯管などは、新聞紙などに包んでください。          ●水銀入りの体温計・温度計・血圧計は市販の中身が見える袋に入れて出してください。          ●蛍光灯管は購入時の紙容器に入れて出してもかまいません。</p>

<p>市で引き取りできないごみ</p>	<p>品目例</p>
<p>危険・有害物</p>	<p>有害性のあるもの(農薬・薬品等)          引火性又は爆発性のあるもの(廃油、塗料、溶剤、火薬、LPガスボンベ、未使用花火)</p>
<p>運搬・適正処理困難物</p>	<p>重量物(ピアノ、90ccを越えるオートバイ)、耐火金庫          適正処理困難物(オイルヒーター、冷媒ガスの入った物、仏壇仏具、神棚神具等)は販売店か処理業者にご相談ください。</p>
<p>事業系廃棄物</p>	<p>事務所・商店から事業活動に伴って排出される産業廃棄物以外の事業系一般廃棄物(一般家庭以外のもの)          ※善通寺市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。            ※市の施設等へ自己搬入する場合          ・燃えるごみは仲善クリーンセンターへ、直接持込みが可能です。(有料)            ※農業用機械・器具・部品・などは、産業廃棄物になり搬入できません。農協等の購入店、販売店でご相談ください。</p>
<p>法律等で処理方法が定められたもの</p>	<p>自動車リサイクル法によるもの(自動車等のタイヤ・ホイール)          医療廃棄物鋭利なもの(注射針、注射器)          消火器リサイクルによるもの(消火器)          産業廃棄物</p>

別紙 4-2

イ ごみの収集日

○燃えるごみ

収集地区	収集曜日
西部・吉原・中央(生野本町等を除く)・筆岡	月・木
竜川・南部・中央(生野本町等)・東部・与北	火・金

- 正月三が日は、原則として収集がありません。
- ごみの分別とごみ出しのマナーを守って出してください。
- 燃えるごみは、決められた地域の集積場所へ市指定袋に入れて出してください。
- 収集日当日の朝8時30分までにお願いします。
- 燃えるごみの50%は「生ごみ」と言われています。市民一人ひとりが家庭から出る生ごみの水切りを十分にして、ごみをリサイクルし減量化に取り組んでください。

令和8年度 資源・その他プラ・燃えない(埋立/有害)ごみ収集計画表

年月		8年4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			9年1月			2月			3月					
種別	コース[地区名]	資源ごみ	スチック その他プラ	埋立ごみ	資源ごみ	スチック その他プラ	埋立ごみ	資源ごみ	スチック その他プラ	埋立ごみ	資源ごみ	スチック その他プラ	埋立ごみ	資源ごみ	スチック その他プラ	埋立ごみ	資源ごみ	スチック その他プラ	埋立ごみ	資源ごみ	スチック その他プラ	埋立ごみ	資源ごみ	スチック その他プラ	埋立ごみ	資源ごみ	スチック その他プラ	埋立ごみ	資源ごみ	スチック その他プラ	埋立ごみ	資源ごみ	スチック その他プラ	埋立ごみ						
		1	上吉田・片原町	1			1			2			1			4			1			1			4			1			5			2			2			
	中通り・本郷通	(水)			(金)			(火)			(水)			(火)			(木)			(水)			(水)			(火)			(火)			(火)								
2	上吉田町(本村・東部)			27			25			22			27			24			28			26			30			21			25			22			29			
	稲木町(本村・北部・石川)	2		(月)	7		(月)	3		(月)	2		(月)	5		(月)	2		(月)	2		(月)	5		(月)	2		(月)	6		(月)	3		(月)	3		(月)			
	下吉田町(本村・下所・九頭神)	(木)			(木)			(水)		(木)			(水)		(金)		(水)		(木)		(金)		(木)		(水)		(水)		(水)		(水)		(水)		(水)					
3	稲木町(北部)		15			20		10			15			19			9			14			18			9			13			10			10					
	下吉田(北部・永井・下所東)	3	(水)		8	(水)		4	(水)		3	(水)		6	(水)		3	(水)		6	(水)		6	(水)		3	(水)		7	(水)		4	(水)		4	(水)				
	金蔵寺・原田	(金)			(金)			(木)		(金)			(木)		(火)		(金)		(木)		(金)		(木)		(木)		(木)		(木)		(木)		(木)		(木)					
4	竜川地区(木徳・原田)	7		23	12		28	5		25	7		30	7		27	4		24	7		29	9		26	4		24	8		28	5		25	5		25			
	与北地区(新開)	(火)		(木)	(火)		(木)	(金)		(木)	(火)		(木)	(金)		(木)	(水)		(木)	(水)		(木)	(月)		(木)	(金)		(木)	(金)		(木)	(金)		(木)	(金)		(木)			
5	与北	8			13			9			8			10			8			8			10			8			12			8			9					
	南部地区(生野町)	(水)			(水)			(火)		(水)			(月)	(火)		(木)			(木)			(火)			(火)			(火)			(月)			(火)						
6	南部地区(生野町)				14			10			9			12			9			9			11			9			13			9			10					
	中央地区(生野町・生野本町)	9			(木)	22	22	(木)	27	27	(水)	17	24	(木)	22	29	(水)	26	26	(水)	16	30	(金)	21	28	(水)	25	25	(水)	16	23	(水)	20	27	(火)	17	24	(水)	17	24
	東部地区(栄町3)	(木)	(水)	(水)	(木)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)		
7	南部	10	(水)		15	(水)		11	(水)		10	(水)		13	(水)		10	(水)		14	(水)		12	(水)		10	(水)		14	(水)		10	(水)		11	(水)		(水)		
	中央地区(南)	(金)			(金)			(木)		(金)			(木)		(木)		(木)		(木)		(木)		(木)		(木)		(木)		(木)		(木)		(木)		(木)		(木)			
8	西部地区(内田)	14			18			12			14			14			11			15			13			11			15			12			12					
	自衛隊	(火)		28	(月)		26	(金)		23	(火)		28	(金)		25	(金)		29	(木)		27	(金)		24	(金)		22	(金)		26	(金)		16	(金)		30			
9	中央地区(北)	15		(火)			(火)			(火)			(火)			(火)			(火)			(火)			(火)			(火)			(火)			(火)			(火)			
	西部地区(北西山・砂古浦)	15			19			16			15			18			15			16			17			15			19			15			16					
	西部地区(砂古北・砂古南)	(水)			(火)			(火)		(水)			(火)		(火)		(火)		(火)		(金)		(火)		(火)		(火)		(火)		(月)		(火)		(火)		(火)			
10	西部地区	16		22	20		27	17		3	24		8	29		5	26		2	30		7	28		11	25		2	23		6	27		3	24		3	24		
	中央地区(丸山町)	(木)	8	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)		
11	吉原	17	(金)		21	(木)		18	(木)		22	(水)		20	(水)		21	(水)		21	(水)		19	(水)		17	(水)		21	(木)		18	(木)		18	(水)		26		
	筆岡	21	(火)	24	(金)	22	(金)	19	(金)	23	(木)	31	(金)	21	(金)	28	(金)	22	(木)	22	(木)	30	(金)	20	(金)	18	(金)	25	(金)	22	(金)	19	(金)	23	(火)	23	(火)	26	(金)	

別紙5-1

ごみの収集・運搬計画並びに処理計画

ごみの種類	収集・運搬計画					処理計画			
	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法	排出容器等	中間処理		最終処理	
						処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ	委託	市内全域	週2回	ステーション方式	市指定袋	広域	焼却	広域	埋立
	自己搬入		月～金 午前7時～午後4時	未来クルパーク21への自己搬入					
燃えないごみ	委託		月1回	ステーション方式	市指定袋	市	選別		
	自己搬入		月 午前9時～午後4時 火～金 午後1時～午後4時	未来クルパーク21への自己搬入					
資源ごみ 新聞紙類、段ボール類 雑誌類(その他紙類)、牛乳パック類、 空き缶 生きびん、駄びん、布類 ペットボトル プラスチック製容器包装 金属類、廃食用油 使用済み小型電子機器	委託		月1回	ステーション方式 使用済み小型電子機器についてはステーション方式とボックス回収方式の併用とする	新聞紙類、段ボール等、雑誌類等は、ビニール紐で十字に縛って出す。 牛乳パック類、その他紙類で紐で縛れないものは、紙袋に入れて出す。空き缶、ペットボトルは潰して出すこともできる。 小型電子機器の内、特に小さいものについては、市役所・地区公民館・未来クルパーク21に設置する小型家電回収ボックス(投入口15cm×30cm)に投入する。	資源化業者	資源化 (選別・梱包)	—	—
	委託					業者委託			
	自己搬入					月 午前9時～午後4時 火～金 午後1時～午後4時			
粗大ごみ	委託		月・水・木	電話申込みによる戸別収集方式(シール制)	収集車両の進入できるところまで持ち出す。	解体 資源化	広域	埋立	
	自己搬入		月～金 午後1時～午後4時	事前申し込みによる未来クルパーク21への自己搬入	—				
有害ごみ (筒型乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター)	委託		月1回、燃えないごみの収集日	ステーション方式	蛍光灯(電球含む)、電池(乾電池、充電電池、ボタン電池など)、体温計、ライターは有害ごみになるので、燃えないごみとは別の中身が見える袋に、種類ごとに分けて集積場に出す。	業者委託	資源化	—	—
	自己搬入	月 午前9時～午後4時 火～金 午後1時～午後4時	未来クルパーク21への自己搬入						
犬、猫等小動物の死体	委託	随時	電話申込みにより随時収集又は自己搬入	—	業者委託	焼却	—	—	
事業系ごみ 燃えるごみ	許可業者 自己搬入	—	—	—	広域	焼却	広域	埋立	

別紙6-1

中間処理計画

ア 焼却施設

施設名	仲善クリーンセンター
事業主体	中讃広域行政事務組合
所在地	仲多度郡琴平町五条1050番地
処理方式	准連続燃焼ストーカ方式
処理能力	60t/1日(30t/16h×2炉)
稼動年次	平成9年10月
搬入量見込み	4,130t
残渣処分方法	埋立処分

イ 破碎施設

施設名	未来クルパーク21
事業主体	善通寺市
所在地	善通寺市原田町43
処理方式	二軸剪断式破碎機
稼動年次	平成12年4月
搬入量	0t
残渣処分方法	埋立・焼却処分

ウ 選別施設

施設名	未来クルパーク21		
事業主体	善通寺市		
所在地	善通寺市原田町43		
処理対象物	空き缶	駄びん	プラスチック製容器包装
処理方式	ベルトコンベヤ 磁力選別 アルミ選別 圧縮処理	ベルトコンベヤ 手選別 保管	ベルトコンベヤ 手選別 圧縮梱包処理
処理量見込み	-	-	98t
残渣処分方法	埋立処分	埋立処分	埋立・焼却処分

エ 選別処理委託

施設名	株式会社リソーシズ 国分寺工場			
事業主体	株式会社リソーシズ 国分寺工場			
所在地	高松市国分寺町福家乙1-1			
処理対象物	三種一括収集(缶・びん。ペットボトル)			
処理方式	スチール缶	アルミ缶	びん類	ペットボトル
	ベルトコンベア 磁力選別機 圧縮処理	ベルトコンベア アルミ選別機 圧縮処理	ベルトコンベア 手選別 色別保管(透明・ 茶・その他色)	ベルトコンベア 手選別 圧縮処理
処理見込み	39t		131t	46t
残渣処分方法	埋立処分	埋立処分	埋立処分	埋立。焼却処分

最終処分計画

最終処分場

施設名	一般廃棄物最終処分場エコランド林ヶ谷
事業主体	中讃広域行政事務組合
所在地	仲多度郡まんのう町追上325番27
埋立地面積	29, 200m <sup>2</sup>
埋立容量	365, 000m <sup>3</sup>
埋立期間	平成11年度～令和9年度
浸出水処理施設	接触曝気＋凝集沈殿＋消毒処理
処分量見込み	744t
埋立方式	サンドイッチ方式

別紙6-2

し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画

1 対 象

(1) 対 象 区 域 善通寺市内全域

(2) 人 口 29,317人 (令和8年4月1日現在)

2 収集・運搬計画

一般廃棄物の種類	処理主体	内 容				
		収集量(kℓ)	収集区域	収集回数	収集方法	中継施設
し尿	委託業者	1,248	市内一円	1回～24回/年	計画収集	西山中継所 溜枳:27kℓ
浄化槽汚泥	許可業者	2,380	市内一円	随 時	申込収集	-

3 中間処理計画

し尿	処理施設の概要			
	施設名	瀬戸グリーンセンター		
	所在地	仲多度郡多度津町堀江五丁目11番地		
	形 式	標準脱窒素処理方式		
	処理能力	174kl/1日		
	搬入される廃棄物の量・残渣の量・処分方法			
	処理主体	廃棄物の量(kℓ)	残渣の量(kℓ)	処 分 方 法
	委託業者	1,248	-	標準脱窒素処理方式・高度処理 (残渣は焼却)
	許可業者	-	-	-
	個人搬入	-	-	-

浄化槽汚泥	処理施設の概要			
	施設名	瀬戸グリーンセンター		
	所在地	仲多度郡多度津町堀江五丁目11番地		
	形式	標準脱窒素処理方式		
	処理能力	174kl/1日		
	搬入される廃棄物の量・残渣の量・処分方法			
	処理主体	廃棄物の量 (kl)	残渣の量 (kl)	処分方法
	市直営	—	—	—
	許可業者	2,380	—	標準脱窒素処理方式・高度処理 (残渣は焼却)
	排出者	—	—	—